

平成21年度 文部科学省税制改正要望事項

教育、文化、スポーツ、科学技術・学術の振興

- | | | |
|--|---------------|----|
| (1) 教育、文化芸術、スポーツ、科学技術・学術の振興のための寄附税制の拡充 | 【所得税、相続税】 | 新規 |
| (2) 個人所有の文化財の保護の充実 | 【所得税】 | 新規 |
| (3) 人材投資促進税制の延長 | 【所得税、法人税、住民税】 | 延長 |
| (4) 私学共済の新たな年金給付制度の創設に伴う所要の措置 | 【所得税、法人税等】 | 新規 |

教育費負担の軽減

- | | | |
|-----------------|-----------|----|
| (1) 家庭の教育費負担の軽減 | 【所得税、住民税】 | 新規 |
|-----------------|-----------|----|

公益活動の支援

- | | | |
|--|----------|----|
| (1) 一般社団・財団法人に移行した特定の公益法人に係る優遇措置の期限の撤廃 | 【固定資産税等】 | 新規 |
|--|----------|----|

独立行政法人の統合等に伴う措置

- | | | |
|--|--------------|----|
| (1) 「独立行政法人整理合理化計画」による法人の統合等に伴う所要の措置 | 【法人税、固定資産税等】 | 新規 |
| 1. 国立国語研究所を大学共同利用機関法人に移管 | | |
| 2. 防災科学技術研究所と海洋研究開発機構を統合 | | |
| 3. 国立大学財務・経営センターと大学評価・学位授与機構を統合 | | |
| 4. メディア教育開発センターの廃止（事業の一部を放送大学学園において実施） | | |

平成21年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

教育、文化、スポーツ、科学技術・学術の振興

(1) 教育、文化芸術、スポーツ、科学技術・学術の振興のための寄附税制の拡充（新規）

【所得税、相続税】

個人の寄附税制のうち、所得税について、①所得控除される寄附金額の上限を所得の50%まで引き上げる。また、相続税について、②相続財産を大学等に寄附した場合に、寄附者に優遇税制の効果を集中させる制度に改めるとともに、寄附金の全額を税額控除とするなど、現行の制度よりも相続財産の寄附が活発化し、民間資金を活用した教育等の振興が図られるよう、税制上の配慮を行う。

【参考】現行の寄附金税制

<個人の寄附（所得税）>

寄附金額（所得の40%が限度）－5千円 を所得から控除

これまでの経緯：17年度改正 上限25%→30%

18年度改正 下限1万円→5千円

19年度改正 上限30%→40%

<個人の場合（相続税）>

- ・個人が相続財産を国、地方公共団体、国立大学法人、学校法人等に対して寄附した場合、その分の相続税は非課税。ただし、寄附者以外の相続人にも優遇税制の効果が及ぶ。

※ 20年度税制改正大綱(19年12月、与党)及び税制改正要綱(20年1月、閣議決定)において、「相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する」、基本方針2008(20年6月)において、「資産課税(相続税)を総合的に見直す」とされている。

(2) 個人所有の文化財の保護の充実（新規）

【所得税】

個人が所有する国指定の重要文化財建造物について、その保存・維持に必要な修理費用のうち、所有者の自己負担額の一定割合を税額控除する。

(参考) 個人所有の重要文化財建造物 227件

(3) 人材投資促進税制の延長（延長）

【所得税、法人税、住民税】

中小企業者等について、労務費（給与、健康保険料、教育訓練費等）に占める教育訓練費の割合が一定水準を超える場合に一定割合を税額控除する制度について、2年間適用期限の延長を行う。
（経済産業省、厚生労働省との共同要望）

（参考）「教育訓練費」

＝企業等がその使用人に対して行う教育、訓練、研修、講習等に係る費用。

（具体的には、外部講師に対する報酬等、外部施設の使用料、研修委託費、外部研修参加費、教材費（他者作成のものに限る）などが対象。）

「一定水準」＝0.15%（中小企業の平均水準）

「一定割合」＝8～12%（教育訓練費の労務費に対する割合に応じて変動）

(4) 私学共済の新たな年金給付制度の創設に伴う所要の措置（新規）

【所得税、法人税等】

平成22年4月1日に、現行の私立学校教職員共済年金の職域部分（3階部分）を廃止して新たに設ける予定の年金の給付制度について、現行と同様の税制上の措置を講じることにより、私立学校教職員の待遇の適正を図り、私立学校教育の振興に資する。
（財務省、総務省との共同要望）

教育費負担の軽減

(1) 家庭の教育費負担の軽減（新規）

【所得税、住民税】

家庭の教育費負担の軽減が図られるよう、現行の特定扶養控除制度について、教育費を勘案した新たな上乘せ措置を講じる。

なお、税制の抜本改革において扶養控除制度の見直しが行われる際には、現行の特定扶養控除に代えて、「教育費控除制度」を創設するなど、現行の特定扶養控除よりも家庭の教育費負担が一層軽減されるよう、税制上の配慮を行う。

＜特定扶養控除に対する新たな上乘せ控除額＞

所得税…6万円、住民税…3万円

（参考）現行の扶養控除制度（*所得控除方式）

○扶養控除

＜控除額＞所得税38万円、住民税33万円

○特定扶養控除

＜控除額＞所得税63万円、住民税45万円 ＜対象者＞16歳～22歳

公益活動の支援

(1) 一般社団・財団法人に移行した特定の公益法人に係る優遇措置の期限の撤廃（新規） 【固定資産税等】

現行の公益法人（特例民法法人）から一般社団・財団法人に移行する法人が設置する施設で、移行の際に固定資産税が非課税とされていたもの（博物館、図書館、学術施設等）について、平成25年度分まで非課税措置が継続されるが、これを、期限を切らず、26年度以降も引き続き非課税とする。（厚生労働省との共同要望）

独立行政法人の統合等に伴う措置

(1) 「独立行政法人整理合理化計画」による法人の統合等に伴う所要の措置（新規） 【法人税、固定資産税等】

以下の4つの独立行政法人等の統合等に伴い、従前適用されていた税制を引き続き適用する等、所要の措置を講じる。

1. 国立国語研究所を大学共同利用機関法人（人間文化研究機構）に移管
2. 防災科学技術研究所と海洋研究開発機構が統合
3. 国立大学財務・経営センターと大学評価・学位授与機構が統合
4. メディア教育開発センターを廃止（事業の一部を放送大学学園において実施）